

第 86 号議案

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 11 月 30 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、徴収の猶予及び換価の猶予の申請手続等を定めるとともに、申告書等の記載事項に個人番号等を加えるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の6条を加える。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第5条の2 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条及び次条において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る金額を当該期間の月数で除した後の金額で、毎月均等に分割して納付し、又は納入する方法とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限

ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、1月とする。

8 法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金について、法第15条の3第1項第2号の規定による徴収の猶予の取消しを受けたことがある場合とする。

(徴収猶予の取消し)

第5条の4 法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、徴収金とともに管理する次に掲げる債権とする。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条第1項に規定する保険料

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第104条第1項に規定する保険料

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第1項に規定する保険料

(4) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）第2条第1項第1号に規定する保育料（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所の利用に係る保育料に限る。）

(職権による換価の猶予の手続等)

第5条の5 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予又は同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長に係る金額を当該期間の月数で除した後の金額で、毎

月均等に分割して納付し，又は納入する方法とする。ただし，市長が特に必要と認めるときは，当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

2 第5条の2第2項から第5項までの規定は，法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により，分割して納付し，又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は，次に掲げる書類とする。

- (1) 第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

4 法第15条の5の3第2項の規定において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は，前条各号に規定する債権とする。

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第5条の6 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は，次に掲げる期間の終期の到来のいずれか遅い期間とする。

- (1) 換価の猶予を受けようとする徴収金の法定納期限等から1年
- (2) 換価の猶予を受けようとする徴収金の納期限から6月

2 法第15条の6第2項に規定する条例で定める債権は，第5条の4各号に規定する債権とする。

3 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は，法第15条の6第1項の規定による換価の猶予又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長に係る金額を当該期間の月数で除した後の金額で，毎月均等に分割して納付し，又は納入する方法とする。ただし，市長が特に必要と認めるときは，当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 第5条の2第2項から第5項までの規定は，法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により，分割して納付し，又は納入させる場合について準用する。

5 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は，次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し，又は納入することにより事業の継続又は生活の維

持が困難となる事情の詳細

- (2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

6 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

7 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第5条の3第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第5項第3号に掲げる事項

8 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、1月とする。

9 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する場合は、換価の猶予又は換価の猶予をした期間の延長を受けようとする徴収金について、法第15条の3第1項第2号の規定による徴収の猶予の取消しを受けたことがある場合とする。

10 法第15条の6の3第2項の規定において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、第5条の4各号に規定する債権とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の7 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第6条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「行なう」を「行う」に改める。

第13条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第29条第7項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第

15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)」を加える。

第48条第3項中「の各号」を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

第72条第1項中「の各号」を削り、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第73条第1項中「の各号」を削り、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第81条第2項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第83条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第83条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第98条第2項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第123条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第154条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第16条の3第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第16条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第16条の3第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第16条の3第4項中「の各号」を削り、同項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第23条第2項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第23条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第23条第4項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第5条の次に6条を加える改正規定並びに第6条及び第13条第3項の改正規定並びに次条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の芦屋市市税条例（以下「新条例」という。）第5条の2から第5条の4まで及び第5条の7（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に申請される28年新法第15条第1

項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第5条の5及び第5条の7（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第5条の6及び第5条の7（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第48条第3項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する申請書について適用する。

2 新条例第29条第7項の規定は、平成28年1月1日以後に行われる新条例第29条第7項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の芦屋市市税条例（以下「旧条例」という。）第29条第7項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第72条第1項第1号、第73条第1項第1号及び第2項第1号、第81条第2項第1号、第83条第1項第1号、第83条の2第1項第1号並びに附則第16条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、第23条第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第72条第1項並びに第73条第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第81条第2項並びに附則第23条第3項及び第4項に規定する申請書又は新条例第83条第1項及び第83条の2第1項並びに附則第16条の3各項（第11項を除く。）及び第23条第2項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第72条第1項並びに第73条第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第81条第2項並びに附則第23条第3項及び第4項に規定する申請書又は旧条例第83条第1項及び第83条の2第1項並びに附則第16条の3各項（第11項を除く。）及び第23条第2項に規定する申告

書については，なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第98条第2項第1号の規定は，平成28年1月1日以後に提出する新条例第98条第2項に規定する申請書について適用し，同日前に提出した旧条例第98条第2項に規定する申請書については，なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第123条第2項第1号の規定は，平成28年1月1日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し，同日前に提出した旧条例第123条第2項に規定する申請書については，なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第154条の規定は，平成28年1月1日以後に行われる新条例第154条の規定による申告について適用し，同日前に行われた旧条例第154条の規定による申告については，なお従前の例による。

参 照

芦屋市市税条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、徴収の猶予及び換価の猶予の申請手続等を定めるとともに、申告書等の記載事項に個人番号等を加えるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 徴収の猶予制度について、次のとおり定めることとする。

ア 徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法(第5条の2関係)

(ア) 徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長(以下「徴収の猶予等」という。)に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる方法は、当該徴収の猶予等に係る金額を当該期間の月数で除した後の金額で、毎月均等に分割して納付し、又は納入する方法とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該分割納付又は当該分割納入(以下「分割納付等」という。)の各納付期限又は各納入期限(以下「各納付期限等」という。)ごとの納付金額又は納入金額(以下「納付金額等」という。)を変更することができる。

(イ) 市長は、徴収の猶予等に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、分割納付等の各納付期限等及び各納付期限等ごとの納付金額等を定めるものとする。

(ウ) 市長は、徴収の猶予等を受けた者がその納付期限又は納入期限(以下「納付期限等」という。)までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、(イ)により定めた分割納付等の各納付期限等ごとの納付金額等を変更することができる。

(エ) 市長は、(イ)により分割納付等の各納付期限等及び各納付期限等ごとの納付金額等を定めたときは、その旨、当該分割納付等の各納付期限等及び各納付期限等ごとの納付金額等その他必要な事項を当該徴収の猶予等を受けた者に通知しなければならない。

(オ) 市長は、(ウ)により分割納付等の各納付期限等ごとの納付金額等を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限等及び各納付期限等ごとの納付金額等その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

イ 徴収猶予の申請手続等（第5条の3関係）

(ア) 災害等による徴収の猶予の申請書に記載する条例で定める事項は、次の事項とする。

a 納税者がその財産につき、災害を受けた等の事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

b 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

c bの金額のうち当該猶予を受けようとする金額

d 当該猶予を受けようとする期間

e 分割納付等の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付等の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付等の各納付期限等及び各納付期限等ごとの納付金額等を含む。）

f 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする担保の種類、数量、価額及び所在その他担保に関し参考となるべき事項

(イ) 災害等による徴収の猶予の申請書に添付すべき条例で定める書類は、次の書類とする。

a 納税者がその財産につき、災害を受けた等の事実を証するに足りる書類

b 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

c 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

d 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、担保の提供に関し必要となる書類

(ウ) 賦課の遅延等による徴収の猶予の申請書に記載する条例で定める事項は、次の事項とする。

a 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

b (ア) bからfまでの事項

(エ) 賦課の遅延等による徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長の申請書に添付すべき条例で定める書類は、(イ) bからdまでの書類とする。

- (オ) 徴収の猶予期間の延長の申請書に記載する条例で定める事項は、次の事項とする。
 - a 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度，種類，納期限及び金額
 - b 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し，又は納入することができないやむを得ない理由
 - c 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - d (ア) e 及び f の事項
- (カ) 災害等による徴収の猶予等の申請書への添付を免除されない条例で定める書類は，(イ) d の書類とする。
- (キ) 徴収の猶予等の申請において，申請書若しくは添付すべき書類の記載に不備があるとき，又はその提出がないときに，徴収の猶予等を受ける者が申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない期間について条例で定める期間は，1月とする。
- (ク) 徴収の猶予等を認めないことができる場合として条例で定める場合は，徴収の猶予等を受けようとする徴収金について，分割の期限までに納付し，又は納入しないことにより徴収の猶予の取消しを受けたことがある場合とする。

ウ 徴収猶予の取消し（第5条の4関係）

徴収の猶予に係る徴収金以外の債権を滞納したときに，徴収の猶予を取り消すことができる場合として条例で定める債権は，徴収金とともに管理する次の債権とする。

- (ア) 国民健康保険料
- (イ) 後期高齢者医療保険料
- (ウ) 介護保険料
- (エ) 保育所保育料

(2) 換価の猶予制度について，次のとおり定めることとする。

ア 職権による換価の猶予の手續等（第5条の5関係）

- (ア) 職権による換価の猶予又は換価の猶予期間の延長（以下「職権による換価の猶予等」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し，又は納入させる方法は，(1)ア(ア)と同様とする。
- (イ) (1)ア(イ)から(オ)までは職権による換価の猶予等に係る市の徴収金を分割

して納付し，又は納入させる場合について準用する。

(ウ) 職権による換価の猶予等の手続において提出を求めることができる条例で定める書類は，次の書類とする。

a (1)イ(イ)のbからdまでの書類

b 分割納付等をさせるために必要となる書類

(エ) 職権による換価の猶予に係る徴収金以外の債権を滞納したときに，職権による換価の猶予を取り消すことができる場合として条例で定める債権は，(1)ウ(ア)から(エ)までの債権とする。

イ 申請による換価の猶予の申請手続等（第5条の6関係）

(ア) 申請による換価の猶予の申請期間について条例で定める期間は，次の期間の終期の到来のいずれか遅い期間とする。

a 換価の猶予を受けようとする徴収金の法定納期限等から1年

b 換価の猶予を受けようとする徴収金の納期限から6月

(イ) 申請による換価の猶予に係る徴収金以外の債権を滞納したときに，申請による換価の猶予を適用しない場合として条例で定める債権は，(1)ウ(ア)から(エ)までの債権とする。

(ウ) 申請による換価の猶予又は換価の猶予期間の延長（以下「申請による換価の猶予等」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し，又は納入させる方法は，(1)ア(ア)と同様とする。

(エ) (1)ア(イ)から(オ)までは申請による換価の猶予等に係る市の徴収金を分割して納付し，又は納入させる場合について準用する。

(オ) 申請による換価の猶予の申請書に記載する条例で定める事項は，次の事項とする。

a 市の徴収金を一時に納付し，又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

b (1)イ(ア) b から d まで及び f の事項

c 分割納付等の各納付期限等及び各納付期限等ごとの納付金額等

(カ) 申請による換価の猶予等の申請書に添付する条例で定める書類は，(1)イ(イ) b から d までの書類とする。

(キ) 申請による換価の猶予期間の延長の申請書に記載する条例で定める事項は，次の事項とする。

a (1)イ(ア) f の事項

b (1)イ(オ) a から c までの事項

c (オ) c の事項

(ク) 申請による換価の猶予等の申請書若しくは添付すべき書類の記載に不備があるとき、又はその提出がないときに、申請による換価の猶予等を受ける者が申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない期間について条例で定める期間は、1月とする。

(ケ) 申請による換価の猶予等を認めないことができる場合として条例で定める場合は、(1)イ(ク)と同様とする。

(コ) 申請による換価の猶予に係る徴収金以外の債権を滞納したときに、申請による換価の猶予を取り消すことができる場合として条例で定める債権は、(1)ウ(ア)から(エ)までの債権とする。

(3) 担保を徴する必要がない場合（第5条の7関係）

徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする際に、担保を徴する必要がない場合として条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

(4) 次の申告書及び申請書等の記載事項に個人番号又は法人番号を加えることとする。

（第29条、第48条、第72条、第73条、第81条、第83条、第83条の2、第98条、第123条、第154条、附則第16条の3及び第23条関係）

ア 市民税に係る申告書及び減免申請書

イ 固定資産税に係る申告書及び減免申請書等

ウ 軽自動車税に係る減免申請書

エ 特別土地保有税に係る減免申請書

オ 入湯税に係る申告書

(5) その他規定の整理

3 施行期日

平成28年1月1日。ただし、2(1)から(3)まで及び(5)の一部の規定は、平成28年4月1日